

平成27年5月27日

第1学年保護者様

鳥取県立鳥取商業高等学校長
(公印省略)

平成27年度 高等学校等就学支援金制度に係る提出書類について（依頼）

高等学校等就学支援金等に係る書類の提出時期になりましたので、下記のとおり申請用紙に必要事項を記入し、課税証明書等を添付して**6月18日(木)までに**学校へ提出してください。

なお、提出期限を過ぎてから申請された場合、この制度を受けることができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

記

「高等学校等就学支援金」認定基準及び書類提出時期

概 要	
就学支援金単価	9,900円/月（授業料と同額）
対象者所得基準	保護者等（親権者）の市町村民税所得割額の合算が 304,200円未満の世帯
認定期間	1年生の7月分から2年生の6月分まで
提出書類	提出時期
【支給要件に該当している方】 《既に認定を受けている方》 ・高等学校等就学支援金収入状況届出書 ・課税証明書又は納税通知書等（平成26年分）※1 《新規に該当する方》 ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 ・課税証明書又は納税通知書等（平成26年分）※1	平成27年6月18日(木) (厳守) (入学説明会では、締切日を6月30日にしていたましたが、変更します。)
【支給要件に該当しない方】 ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請の辞退について（届出）	

※1 ①課税証明書 ②納税通知書 ③特別徴収税額の決定・変更通知書のいずれかを添付してください。（※別紙見本①②③のうち、いずれか一通（コピー不可））

★ 記入方法等の詳しい内容は、入学説明会で配布しました「授業料関係事務手続説明書」をご覧ください。

★ 家計急変者（倒産、失業、離婚等の場合）は年度中途でも認定になる場合がありますので、御相談ください。

御不明な点は、学校事務までお問い合わせください。

Tel (0857) 28-0156 担当 加島 貴之